

令和3年11月9日  
島根県防災部防災危機管理課  
担当：長廻、吉永  
電話：0852-22-6486

## 第51回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を書面開催し、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

### 記

1. 県内及び全国の感染状況を踏まえた県の対応について
  - ・ 県の対応について、別添「島根県の対応」のとおり決定
  - ・ 要請の期間は、11月10日から当面の間

#### (参考)

令和3年10月28日本部決定の「島根県の対応」からの主な変更点

(1) 飲食店等の利用について、

- ① 飲食の際の人数上限を16人以下から20人以下に変更等

※参考として会議資料も添付しています

# 島根県の対応

島根県対策本部決定

県内や全国の感染状況と基本的対処方針を踏まえ、県民に対し、以下のとおり要請する。

要請の期間は、令和3年11月10日から当面の間とする。

1. 都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往来については、慎重に判断すること。特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えること。

ただし、やむを得ない仕事（通勤を含む）や、通学、転勤、就職活動、葬儀・法要、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控える必要はないこと。

2. 職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用」

(4) 「手洗いなどの手指衛生」

(5) 「換気」

など、基本的な感染対策に取り組むこと。

3. ワクチン接種後も、マスク着用や手洗いなど、感染防止対策を徹底すること。

発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること。

児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること。

4. 飲食店等の利用について、各店舗において感染拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、

(1) 飲食の際の人数を、20人以下とすること。

ただし、一つのテーブルを6人以内で利用し、テーブル間の移動をしない場合は、20人を超えても差し支えない。

(2) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で

3時間を限度とすること。

- (3) 「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなど、感染防止対策を徹底すること。
5. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うこと。
6. 感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を再度確認し、実践すること。
7. イベント開催の目安については、別紙の「島根県の対応」によること。
8. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。
9. 事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。
10. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットや SNS での誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

## 島根県の対応（令和2年11月20日島根県対策本部決定）

## 【12月以降のイベント等開催制限について】

- (1)感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント等開催を日常化していく。
- (2)イベント等の人数上限及び収容率要件については、当面の間、原則として現在の取扱いを維持することとする。
- (3)その上で、令和2年11月12日付の内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」に基づき、収容率要件について、12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。
- (4)屋内施設で、大規模なイベント等（参加者1,000人超又は全国的な人の移動を伴うもの）の主催者等は、県に事前相談を行うものとする。

時期		大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの
令和2年 12月1日から 当面の間	イベント等の類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等</li> <li>・飲食を伴うが発声がないもの（注2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロック、ポップコンサート</li> <li>・スポーツイベント、公営競技、公演</li> <li>・ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等</li> </ul>
	人数上限（注1）	5,000人または収容定員の50%のいずれか大きい方	
	収容率	100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%以内 （席がない場合は十分な間隔）

（注1）収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。

（注2）これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

# 第 51 回 島根県対策本部会議

日時: 令和 3 年 1 1 月 9 日 (火)  
(書面開催)

1. 県内及び全国の感染状況を踏まえた県の対応について

資料 1

令和 3 年 11 月 8 日時点  
(11 月 1 日～11 月 7 日)

令和 3 年 4 月 15 日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「ステージ判断のための指標」 比較一覧

指標		医療提供体制の負荷				感染の状況			監視体制 (参考)	
		①病床のひっ迫具合		②療養者数 (入院者、自宅・宿泊療養者の合計)	③PCR 陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合			
		入院医療 注1	重症者用病床							
国指標	ステージⅢ	確保病床の使用率 <b>20%以上</b>	入院率 <b>40%以下</b>	確保病床の使用率 <b>20%以上</b>	人口 10 万人当たりの全療養者数 <b>20 人以上</b>	<b>5%以上</b>	<b>15 人</b> / 10 万人/週以上	<b>50%以上</b>	-	
	ステージⅣ	確保病床の使用率 <b>50%以上</b>	入院率 <b>25%以下</b>	確保病床の使用率 <b>50%以上</b>	人口 10 万人当たりの全療養者数 <b>30 人以上</b>	<b>10%以上</b>	<b>25 人</b> / 10 万人/週以上	<b>50%以上</b>	-	
県の状況 【11/8 10:00 時点】		<ul style="list-style-type: none"> <li>確保病床の使用率 <b>10.2%</b></li> <li>入院率 <b>100%</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確保病床の使用率 <b>0.0%</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大確保病床数 324 床</li> <li>使用状況 33 床</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大確保病床数 25 床</li> <li>使用状況 0 床</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口 10 万人当たりの全療養者数 <b>4.95 人</b></li> <li>全療養者 33 人</li> <li>(入院者 33 人)</li> <li>(宿泊療養者 0 人)</li> <li>(自宅療養者 0 人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>2.7%</b>注2</li> <li>10/25～10/31 45 件/1,641 件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>1.80 人</b>/10 万人/週</li> <li>11/1～11/7 12 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>16.7%</b></li> <li>11/1～11/7 2 人/12 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>0.26</b></li> <li>【10/25～10/31】 45 人</li> <li>【11/1～11/7】 12 人</li> </ul>

注 1 確保病床とは、病床・宿泊療養施設確保計画において最大限確保した病床をいう。入院率とは、療養者数に対する入院者数の割合をいう。入院率については、感染拡大に伴い療養者数が増加すると、入院できない自宅療養者数等が増加することとなり、入院者に対する療養者数が増加することから、医療の逼迫状況を把握するための指標として用いるものである。このため、入院率の指標については療養者数が人口 10 万人あたり 10 人以上の場合に適用する。入院率の数値は、厚生労働省「都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）について（6 指標）」より引用。

注 2 県の PCR 陽性率は、PCR 検査・抗原検査等の総数を使用。

(参考)

- ・ステージⅠ 医療提供体制に特段の支障がない段階
- ・ステージⅡ 感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階
- ・ステージⅢ 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階
- ・ステージⅣ 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階